

会長声明

会員の逮捕について

令和6年2月14日、当会会員が建設業法違反の容疑で逮捕されたという報道がなされました。

建設業に関わる国家資格者としての信頼を大きく裏切る行為であり、誠に遺憾です。関係各位、県民の皆様に多大なるご迷惑ご心配をおかけし、謹んでお詫び申し上げます。当会の会員には、日本行政書士会連合会による一般倫理研修が義務付けられています。当会として、会員の逮捕報道を真摯に受け止め、あらためて会員の指導を強化徹底し、再発防止に取り組んでまいり所存です。

令和6年2月14日
宮城県行政書士会
会長 伴 将 史